国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案の概要

趣旨

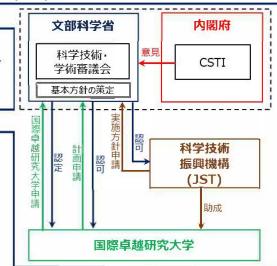
我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)による助成等について定める。

制度のポイント

国公私の設置形態にかかわらず、世界と伍する研究大学となる ポテンシャルのある大学を認定し、大学ファンドによる助成等、 総合的な支援を行う。

概要

- 1. 基本方針の策定等 [第2条、第3条関係]
- **国際卓越研究大学の認定、計画の認可、JSTの助成等 に関する基本方針**を文部科学大臣が策定。
- ○国は、研究者の自主性の尊重その他の大学における 教育研究の特性に配慮。



2. 国際卓越研究大学の認定 [第4条関係]

- 以下の①、②に関して一定の基準を満たす大学を、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化を もたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学(国際卓越研究大学)として文部科学大臣が認定。
 - ①研究及び研究成果の活用の実績・体制
 - ②効果的な資源配分等を行う運営体制、研究と管理運営の業務の役割分担等の業務執行体制、財政基盤
- 3. 計画の認可・JSTの助成等 [第5条~第8条関係]
 - ○国際卓越研究大学の①研究等の体制強化の目標、②目標を達成するための事業内容、③資金の額及び調達方法等を記載した計画を文部科学大臣が認可。
 - 事業の内容:研究環境の整備充実、若年研究者の育成、国際的に卓越した能力を有する研究者等の確保、研究成果活用のための技術者等の育成、研究成果活用のための環境の整備充実
- JSTは基本方針に即して文部科学大臣の認可を受けて実施方針を定め、②に関し助成。
- 4. 報告の徴収等及び認定・認可の取消し【第4条、第9条~第11条関係】
- ○文部科学大臣による認可計画の実施状況に関する報告の徴収等。
- **認定・認可基準を満たさなくなったとき**等には文部科学大臣による**認定の取消し、計画認可の取消し。**

5. 附則(関係法令の一部改正等)

- ○国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に、多様な専門的知見を有する者の参画が得られるようにするため検討を行い、特に国立大学法人の経営管理体制の改革を早急に進める。
- 3. の助成に係るJSTの業務の範囲の追加。

※基本方針の策定、国際卓越研究大学の認定、計画の認可、助成の実施方針の認可等に当たっては、 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)からの意見聴取等を行う。

施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

等

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案要 綱

第一 目的

この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学(第四の五に規定する国際卓越研究大学をいう。)の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とすること。 (第一条関係)

第二 大学における教育及び研究の特性への配慮

国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないものとすること。 (第二条関係)

第三 基本方針

- 一 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとすること。 (第三条第一項関係)
- 二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとすること。 (第三条第二項関係)
 - 1 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相 当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義 及び目標に関する事項
 - 2 第四の一の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項
 - 3 第五の一に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての認可に関する基本的な事項
 - 4 第七に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき 基本的な事項
 - 5 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する 施策との連携に関する基本的な事項
 - 6 その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

- 三 基本方針は、科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならないものとすること。 (第三条第三項関係)
- 四 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の 長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければな らないものとすること。 (第三条第四項関係)
- 五 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならないものとすること。 (第三条第五項関係)

第四 国際卓越研究大学の認定

- 一 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができるものとすること。 (第四条第一項関係)
- 二 一の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書に、三の1から7までのいずれにも該当しているこ とを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならないものとすること。 (第四条第二項関係)
 - 1 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 2 認定を受けようとする大学の名称及び所在地
 - 3 その他文部科学省令で定める事項
- 三 文部科学大臣は、一の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の1から7までのいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとすること。 (第四条第三項関係)
 - 1 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
 - 2 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
 - 3 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 4 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 5 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

- 6 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
- 7 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に 発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有しているこ と。
- 四 文部科学大臣は、一の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション 会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとすること。

(第四条第四項関係)

- 五 文部科学大臣は、一の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学(以下「国際卓越研究大学」という。)の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならないものとすること。 (第四条第五項関係)
- 六 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が三の1から7までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、一の認定を取り消すことができるものとすること。

(第四条第六項関係)

七 四及び五の規定は、六の規定による認定の取消しについて準用するものとすること。 (第四条第七項関係)

第五 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等

- 一 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用の ための体制の強化を目的とする二の2のイからホまでに掲げる事業の実施に関する計 画(以下「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。)を作成し、文部科学省令 で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができるも のとすること。 (第五条第一項関係)
- 二 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。 (第五条第二項関係)
 - 1 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
 - 2 1の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期
 - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
 - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
 - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材(以下「技術者等」という。)の確保
 - ニ 技術者等の育成に資する活動
 - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
 - 3 2のイからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方 法
 - 4 その他文部科学省令で定める事項

- 三 文部科学大臣は、一の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の1から3までのいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとすること。 (第五条第三項関係)
 - 1 基本方針に適合するものであること。
 - 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 3 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。
- 四 文部科学大臣は、一の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとすること。 (第五条第四項関係)
- 五 文部科学大臣は、一の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならないものとすること。 (第五条第五項関係)
- 六 一の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者(以下「認可設置者」という。)は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとすること。 (第五条第六項関係)
- 七 三から五までの規定は、六の規定による変更の認可について準用するものとすること。 (第五条第七項関係)
- 八 認可設置者は、一の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画(六の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。)に従い、二の2のイからホまでに掲げる事業を実施しなければならないものとすること。 (第五条第八項関係)

第六 機構の業務の特例

機構は、次に掲げる業務を行うことができるものとすること。 (第六条関係)

- 1 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、第五の二の2のハからホまでに 掲げる事業に関する助成を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第七 機構の助成

機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、第八の一に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五の二の2のイからホまでに掲げる事業に関する助成(以下「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。)を行わなければならないものとすること。 (第七条関係)

第八 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

一 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大

学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針(以下「実施方針」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとすること。実施方針を変更しようとするときも、同様とすること。 (第八条第一項関係)

- 二 文部科学大臣は、一の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとすること。 (第八条第二項関係)
- 三 機構は、一の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならないものと すること。 (第八条第三項関係)

第九 定期報告

認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況 について、文部科学大臣に報告しなければならないものとすること。 (第九条関係)

第十 報告又は資料の提出

文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができるものとすること。 (第十条関係)

第十一 認可計画の認可の取消し

- 一 文部科学大臣は、認可設置者が次の1から5までのいずれかに該当するときは、第 五の一の認可を取り消すことができるものとすること。 (第十一条第一項関係)
 - 1 認可計画が第五の三の1から3までのいずれかに該当しなくなったと認めるとき。
 - 2 第五の六の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。
 - 3 認可計画に従って第五の二の2のイからホまでに掲げる事業を実施していないと 認めるとき。
 - 4 第九の規定に違反したとき。
 - 5 第十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料 の提出をしたとき。
- 二 第五の四の規定は、一の規定による認可の取消しについて準用するものとすること。 (第十一条第二項関係)
- 三 文部科学大臣は、一の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を 公表しなければならないものとすること。 (第十一条第三項関係)

第十二 国の援助

国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の 援助を行うものとすること。 (第十二条関係)

第十三 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、二の規定は、公布の日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

二 準備行為

文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の目前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができるものとすること。 (附則第二条関係)

三 検討

政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとすること。 (附則第三条関係)

四 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

機構は、第六に規定する業務を行うものとするとともに、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、実施方針に従って、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務と、第六の1に規定する業務を一体的に実施しなければならないものとすること。 (附則第四条関係)

五 その他

地方税法及び文部科学省設置法について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第五条及び第六条関係)

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

(目的)

第一 条 この法律は、 我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出 (科学技術・イノベー

ション基本法(平成七年法律第百三十号)第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。

第二項第五号において同じ。)の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化

をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強

化することが重要であることに鑑み、 当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、 国際卓越研究

大学 (第四条第五項に規定する国際卓越研究大学をいう。 以下この条において同じ。) の認定、 国際卓越

研究大学の研究及び研究成果の活用のため の体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画 \mathcal{O} 認 可 当

該 事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構 (以下「機構」という。) による助成等について定

め、 もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(大学における教育及び研究の特性への配慮)

第二条 国は、 この法律の運用に当たっては、 研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の

特性に常に配慮しなければならない。

(基本方針)

第三条 文部科学大臣は、 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相

当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針 (以下

「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大

学の研究及び研究成果の活用 0 ため の体制 の強 化の推進の意義及び目標に関する事 項

次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度

見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

三 第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的

な事項

兀 第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、 機構が遵守すべき基本的な事項

五. 科学技術 の振興及びイノベ ーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関

る基本的な事項

六 その他 国際的 に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込ま

れる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事 項

3 基本方針は、 科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基

本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 文部科学大臣は 基本方針を定め、 又は変更しようとするときは、 関係行政機関の長に協議するととも

に、 総合科学技術 ・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、 基本方針を定め、 又は変更したときは、 当該基本方針を公表しなければならない。

(国際卓越研究大学の認定)

第四条 大学の設置者は、 申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもた

らす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。

前項の認定を受けようとする大学の設置者は、 文部科学省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を

2

記載した申請書に、 次項各号のいずれにも該当していることを証する書類を添えて、 文部科学大臣に提出

しなければならない。

- 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 認定を受けようとする大学の名称及び所在地
- 三 その他文部科学省令で定める事項

3

文部科学大臣は、 第一項の認定の申請があった場合において、 その申請に係る大学が次の各号のいずれ

にも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

- 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
- 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有しているこ

کے

三先端的、 学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研

究の体 制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合

していること。

兀 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のため の体 制

が 確保されていることその他研究成果の活用の体制 が 研究成果の経済社会における活用を促進するため

に 必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

五. 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出 の動向、 社会の要請その他の大学を

取 り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的 財 産

権 の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画

に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

六 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われ ていることその

他業務執行体制 が :研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で

定める基準に適合していること。

七 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必

要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

文部科学大臣は、 第一項の認定をしようとするときは、 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技

4

的

術 学術審議会の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、 第一項の認定をしたときは、 遅滞なく、 当該認定を受けた大学 . (以下 「国際卓越研究

大学」という。)の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。

国際卓越研究大学が第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、

第一

項の認定を取り消すことができる。

6

文部科学大臣は、

7

第四項及び第五項の規定は、

前項の規定による認定の取消しについて準用する。

国際卓越研究大学研究等体制強化計 画 の認可等)

第五条 国際卓越研究大学の設置者は、 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のため Ď 体 制 の強

化 を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画 (以下この条におい 国 |際卓

越研究大学研究等体制強化計画」という。)を作成し、文部科学省令で定めるところにより、 文部科学大

臣に提出して、その認可を受けることができる。

- 2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

- 前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、 実施方法及び実施時期
- イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
- ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ノヽ

国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者そ

 \mathcal{O} 他の文部科学省令で定める人材(ニにおいて「技術者等」という。) の確保

- ニ 技術者等の育成に資する活動
- ホー研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備
- 三 前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、 第一項の認可の申請があった場合において、 その申請に係る国際卓越研究大学研究等

体 -制強化 .計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

- 一基本方針に適合するものであること。
- 一 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

充実

三 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

4 文部科学大臣は、 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認可をしようとするときは、 内閣総理大臣及び財務大臣に協 議するととも

に、 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、 第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、 当該認可に係る国

際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。

6

第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者

国際卓越研究大学研究等体制強化計 一画を変更しようとするときは、 文部科学省令で定めるところにより、

(以 下

「認可設置者」という。)は、

当該認可に係る

文部科学大臣の認可を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの 規定は、 前項の規定による変更の認可について準用する。

8 認可設置者は、 第一項の 認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化 計画 (第六項の規定による変更の

認 可があったときは、 その変更後のもの。 以 下 「認可計画」という。)に従い、 第二項第二号イからホま

でに掲げる事業を実施しなければならない。

(機構の業務の特例)

第六条 機構は、 次に掲げる業務を行うことができる。

認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、 前条第二項第二号ハからホまでに掲げる事業に関す

る助成を行うこと。

前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(機構の助成)

第七条 機構は、 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、次条第一項に規定する実施方針に従っ

て、 認可計画に記載された第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業に関する助成 (次条第一 項にお

「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。)を行わなければならない。

、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

いて

第八条 機構は、 基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、 国際卓越研究大学研究等体制強

化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関す

る方針 (以下この項及び第三項において「実施方針」という。) を定め、文部科学大臣の認可を受けなけ

ればならない。 実施方針を変更しようとするときも、 同様とする。

2 文部科学大臣は、 前項の認可をしようとするときは、 内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、

総合科学技術・イノベーション会議 の意見を聴かなければならない。

第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

3

機構は、

(定期報告)

文部科学省令で定めるところにより、定期的に、

認可計画の実施状況について、文

部科学大臣に報告しなければならない。

第九条

認可設置者は、

(報告又は資料の提出)

第十条 文部科学大臣は、 認可計画の円滑 かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、 認可

設置者に対し、 認可計画 の実施状況に関し、 報告又は資料の提出を求めることができる。

(認 可計 画 [の認可 の取消し)

第十一条 文部科学大臣は、 認可設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、 第五条第一項の認可を取

り消すことができる。

認可計画が第五条第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

第五条第六項の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三 認可計画に従って第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

四 第九条の規定に違反したとき。

五. 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 第五条第四項の規定は、 前項の規定による認可の取消しについて準用する。

3 文部科学大臣は、 第一項の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければ

ならない。

(国の援助)

第十二条 国は、 認可設置者に対し、 認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行う

ものとする。

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、 基本方針を定めるために、この法律の施行の日前においても、 関係行政機関の長

に協議し、 及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができる。

(梅計)

第三条 政府は、 我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出 (第一条に規定するイノベー

シ 彐 ンの創出をいう。 を推進するためには、 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたら

す研 究成果の活用 が相当程度見込まれる大学について、 研究及び研究成果の活用 \mathcal{O} ため Ď 体 制を強化する

ことに加え、 研究及び研究成果の活用をより効率的 か つ持続的に推進することができるように大学の 経営

管理 体制 の強化を図ることが重要であることに鑑み、 教育及び研究に必要な資金、 人材等の資源 \mathcal{O} 確 保及

び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られ

るようにするため、 大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、 人材の確保の方策等について検討

を行い、 その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、 特に科学技術・イノベーション創出

の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号) 第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人 (国立大

学法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。) の経営管理体制

に係る改革を早急に進めるものとする。

(国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正)

第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構法 (平成十四年法律第百五十八号) の一部を次のように改正す

る。

第四条及び第十条第三項中「第二十三条第五号」を 「第二十三条第一項第五号」に改める。

第十八条中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、 「同条第十二号」を 「同項第十二

「同条第五号」を「同項第五号」に改め、 「限る。)」の下に 「並びに同条第二項に規定する業

務」を加える。

第二十三条に次の二項を加える。

2 機構は、 前項の業務のほか、 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関す

る法律(令和四年法律第 号)第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定

する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、 同法第八条第一項に規定する実

施方針に従って、 第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務(同法第六条第二号に掲げるものを

除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。)を一体的に実施しなければならない。

第二十五条第一項中「第二十三条各号」を「第二十三条第一項各号」に改める。

第二十七条第一項中 「第二十三条第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」

という。)」を「助成業務 (第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第

二項に規定する業務をいう。以下同じ。)」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第二十三条第七号」を「第二十三条第一項第七号」に改める。

第三十二条第三項及び第七項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、 「掲げる

業務」の下に「及び特別助成業務」を加え、 同条第八項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一 項 第

六号に掲げる業務及び特別助成業務」に改め、 「「前条第一項第四号」の下に「に掲げる業務」を加え

第四十二条第二号中「第二十三条」 を「第二十三条第一項及び第二項」 に改める。

(地方税法の一部改正

第五条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号及び第三百四十九条の三第二十項中「第二十三条第一号」を「第二十三

条第一項第一号」に、 「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第六条 文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中 「の規定」 を「及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用 のため Ó 体制 \mathcal{O}

強化に関する法律 (令和四年法律第

号)

の規定」 に改め、 同条第二項中 「前項」を

「前三項」

に改

め、 同項を同 条第四項とし、 同条第一項の次に次の二項を加える。

2 文部科学大臣は、 大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国

(日本の国籍を有しない者をいう。 次項において同じ。)を科学技術・学術審議会の委員に任命する

ことができる。

3

総理し、

前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を

科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、

科学技術・学術審

議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

- 16 -

理由

我が 国 の大学の国際競争力の強化及びイノベ シシ ョンの創出 の促進を図るためには、 国際的に卓越 た研

究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の 活用 が 相当程度見込まれる大学につい て研究及び 研 究成

果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、 当該体制の強化の推進に関する基本方針 \mathcal{O}

作成、 国際卓越研究大学の認定、 国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計 画

 \mathcal{O} 認可、 当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定める必要がある。

れが、この法律案を提出する理由である。

9 7 1

 \bigcirc 玉 立 研 究 開 発 法 人科学技術 振 興 機 構 法 伞 成 + 匹 年法 律第百五 十八号) (抄

(傍線部分は改正部分)

(機構の目的)

改

正

案

第 学に する国 学技 とし 的 及 お 法 \mathcal{O} 科 兀 び 1 企 業化 て同 · 技術 て 我 行うことに 術 対する研 平成 0) 0) が 7 玉 Ü 科学 大学法 玉 十五年法 開 に関 う。) 振 <u>77.</u> に 発等 研 興 お 技 究 \mathcal{O} す 究 は、 んる基 け から寄託 開 た 術 環 人 \mathcal{O} ょ 情報の流る科学技術 八をいう。 律第百十二号) ŋ 8 境 発 <u>ネ</u>務、 (T) 0 新技術 礎 法 整 科学技 基 研 人 盤の 国立 備充実等に関する助 究 科 された資 学 術 第二十三条第 \mathcal{O} 通 大学法 に関 情報 整 創 術 基 技 盤 \mathcal{O} 備 出 術 に関 第二 する業務そ 金 に関する業務 的 に資することとな 振 振 興 研 \mathcal{O} 人 興 以する中 介を図 究開 運 条 機 (国立 用の 第 構 項 ることを 発、 大学法 項に規・ \mathcal{O} 業 第 以 枢 成の業務 を総 務、 五. 他 的 下 0 号に 機 科 目 合 関 定 人 術 る 機 大 第

(役員)

育」を (女子)

2 (略)

3 げ 運 る業務 用 機構に、 業務」という。 (これに附帯する業務を含 役員として、 及び第二十七条第 第二 十三 条 む。 第 三項 以 項 第 下 、に規定・ $\overline{\pm}$ 「寄託 号に す 金 掲

(機構の目的)

現

行

する国 する研 る。 同 法 科 うことに が \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 几 国に ľ 学技 <u>ت</u> ح 科学技術 振 企業化開 条 (平成十五 興)から 究環境 立大学 術 おける科学技 0) 玉 . う。 た ょ に <u>77.</u> 8 情 発 . 関 研 り) は 寄託 年法 等の 究開 法人 する 0) 報 0) 整 基 \mathcal{O} 科 八をいう。 業務、 基 学 盤 流 され 備 律第百十二号) 発 技 通に 術 礎 \mathcal{O} 充実等に 新技術の 法 た資金 情 整 研 術 人 関 報に 科学 国立 究 \mathcal{O} 備 する業務 第二 振 に 一大学法 関 興 関 0 基盤 創 関する業務 技 一十三条 はする助 を図 する 運 出 術 第二 的 用 に 振 その 中 ることを目 \mathcal{O} 人 資することとな 研 興 条第 究開 成 業 (国 立 枢 第五号に 機 を総 的機 務、 他 の業務 構 発、 \mathcal{O} (以 大学法 合的 科学技 関 項 大学に とし 的 及 お に 下 び 規 技 に 1 す 行 術 て 我 対 7 定 人 術

(役員)

第十条 (略

2 (略)

3 務」という。 務 機構に、 これ . に 附: 役員として、 帯 及び第二十七条第二項 する業務 第二 を含 む。 十三 一条第 以 下 に \pm 号に 規定する 寄 託 掲 金 げ 運 る 助 用 成業

る助 を担当する理 成資金 運 用 事 以 〇 以 下 下 「寄 運 託 用業務担当理事」という 金 運 用業務等」という。

。)一人を置く。

4 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十 掲げる業務並びに同項 5 て知ることのできた秘密を漏ら 五号及び第六号に掲げる業務に附帯するもの 号から第六号まで、 ない。その職を退い 八条 がに同 機構の 条第 役員及び職員は、 項に規定する業務に係る職 た後も、 第 第 八号、 十二号に掲げる業務 同様とする。 第 Ļ 九号及び第十 第二 又は 十三条 盗用 しては、 に限 務 第 (同 に 関し る。 号に 項 項 第 な 第

(業務の範囲)

の業務を行う。 第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次

一~五 (略)

成 研 及び 究環境の整備 大学に対し、 活 . こ ぬ 推 玉 進 充 に 実並 際的 資する活 びに優ら 12 卓越 秀 動 した科学技 な若年の に関する助 研 術 究者 に関 成 を行 \mathcal{O} す 育 う る

七~十二 (略)

2 究及び研究成果の 構 は 前 項 O活用 業務 0 ため ほ カ \mathcal{O} 体 玉 際卓 制 \mathcal{O} 強 化 究大学 関 する法 研

> 資金 当する理 人を置く。 運 用 事 。 以 。 以 下 下 寄 運 託 用 金 業務 運 用 業務等」という。) 担当理事」という。) - 担

4 (略)

第十八条 機構 盗用 る職 業務並びに同条第十二号に掲げる業務 び第六号に掲げる業務に附帯 (役員 してはならない。 務に関し 及び職員の秘密保持義 機構の役員及び職員は で、 て知ることの 第八号、 その 第九号 できた秘 職を退いた後 するも 及び 第二十三条第 密を のに 第十 (同条第五 漏らし、 限る。) ŧ 号に 同 掲げ 様 に 号 号 と 又 係 は 及 る

(業務の範囲)

の業務を行う。 第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次

一~五 (略)

こと。 成及び 研究環境 大学に対し、 活 の整備 躍 \mathcal{O} 推 充実 国際的 進 に . 資 す 並 に卓 \mathcal{U} る活 に 優 越 秀な 動 L た科学技 に関する 若年 \mathcal{O} 研 助 術 究者 成 に関 でを行う \mathcal{O} す 育 る

(新設) 七~十二 (略

新

設

3 業務 当たって 玉 用 一条第三 際卓 って のため 構 同 越 は は 項にお 第 研 0 法 第六 究大学研究等 体 玉 項 同 制 際 条第一 第六号に掲げる業務と前 法第八条第 \mathcal{O} 卓 強化に関 越 7 研 一号に掲 特別助成業 究大学 体 制 す 項に規定する実施方針 強化 んる法 げ \mathcal{O} るも 研 務 助 律第七 究及 成の 0) という。 を除 び 項に 業務 条 研 究 12 規定する 規 成 を行うに 定す 第三 果 を 0 る 活

(基金の設置等)

に実施しなければならない

第二十五 関 に規 次 第 \mathcal{O} 彐 項 す 兀 てこれに充てるものとする。 り 設 け、 創 及び第三十一条第三項に る事項を定めた場合には、 定する特定 第 項各号に掲げる業務 出 条 一の活性 項に規定する中長期 次項 機構は、 化 \mathcal{O} 公募型研 規 に関する法律第二 定により交付 文部 究開 のうち 科学大臣 月標に おい 発業務とし 科学 同 項に規 を受け 7 が · 通 則 技術 十七条の 基 お ζ) た補助金をも ・ イ 法第三十 定する基 て行うものに て第二十 金」という。 二第 金] 三条 五. 条 項 シ

2 (略)

(助成勘定に属する資金の運用)

第二十七条機構は、助成業務(第二十三条第一項第六

基

金

 \mathcal{O}

設置等

第二十五 け、 事項 する特定 び第三十 れ 出 各号に掲げる業務 兀 に充てるものとする。 \mathcal{O} 次項 、を定めた場合には、 活性化に関する法律第二 第一 条 項に規定 \mathcal{O} 一条第三項に 公募型研 規 機構は、 定に より 究開 のうち科学 する中長期 文部 おい 発業務として行うも 交付を受け 科学大臣 同項に規定する基 7 一十七条 · 技術 目 基 標 た補助 に が 金」という。 • の二第一 1 通則 お ノベ 11 金をもってこ 7 法第三十 のに関う] 第二 金 項に シ (次項)を 十 三 彐 規 す 五. 設 及 る 定 創 条

2 (略

(助成勘定に属する資金の運用)

第二十七条 機構は、第二十三条第六号に掲げる業務

二項に 号に よってはならない。 るに当たっては、 (以下「 · 撂 規 げる業務 助成勘定」 定する業務 及びこれ 前条各号に掲げる方法以 という。 を 1 、 う。 に 附 以 帯 に属する資金を運用 下 する業 同 U, 務 並 外 に び 係 の方法に 12 ぶる勘定 同 条 第 す

2 (略

(区分経理)

し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分

一•二 (略)

るもの(以下「文献情報提供業務」という。)(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定め三(文献に係る第二十三条第一項第七号に掲げる業務

四 (略)

2·3 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 項 及 第 第 \mathcal{O} 最 後 び 項第一号に規定する中長 構 項 次項に、 0) 0) は、 規 事 業年 定 助 お に 成 -度に いて 勘 ょ る 定に に係る通 「中長 整 亜理を行 お 1 則 期 て、 法 目 期 0 標 た 第 目 通 則法 後 四 標 \mathcal{O} + 期間」という。) \mathcal{O} 期 第三 匝 同 1条第一 間 条第 。 以 五 項又は 下この 項 条 0 \mathcal{O} 規 兀

> 法以 これ る資金を運用 に係 外の方法によってはならない。 に 附 . る 勘 帯 す するに当たっては 定 る業務 (以下「助 を 含 た。 成勘 定 下 前 とい 条各号に掲げる方 助 成 · う。 業 務 に属 と 1 う す

2 (略)

区

一分経

理

し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。| 第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区

分

·二 (略)

(以下「文献情報提供業務」という。) に附帯する業務を含む。) のうち政令で定めるもの三 文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務(これ

四 (略)

2・3 (略)

(利益及び損失の処理の特例等

第三十二条 (略)

2 (略)

3 の最後の事業に項及び次項によ 第 第二項第 機構 項 は、 0 規 一号に規 定 助 おい に 年度に係る通則 成 ょ 勘 る整 て「中長 定する中長 定 に 理 お を 1 行 期 て、 目 法 期 0 た後 第四 標 目 通 標 則 \mathcal{O} 十四四 期 \mathcal{O} 間 期 第三 同 1条第一 条 間 十五 第 という。 以 項 又 下こ 項 条 \mathcal{O} \mathcal{O} は 規 0) 兀

三十 後 更 期 \mathcal{O} 務 後 段 う 目 に 5 及 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 0 標 ょ び 期 t 規 条 文 る \mathcal{O} 特別 間 0 定 期 \mathcal{O} 部 積 に に 五 間 科 寸. 助 お \mathcal{O} ょ 第 学 金 \mathcal{O} 成業務 る変 定め け 次 大が る第二十三条第 臣 項 \mathcal{O} あ るところによ 更 \hat{O} 中 \mathcal{O} るときは、 0 認 \mathcal{O} 長 承 財源に充てることができる。 期 認 可 認 を受け 可 目 を を受け 受 標 そ 0 け た中 り 期 た \mathcal{O} 項 たときは 間 金 額 第 長 に 額 に 該 係 六号に掲 期 を、 相 計 次 当 る 当 す \mathcal{O} 涌 画 中長 その 則 該 る げげ 同 中 法 金 る 期 変 項 第 長 額

4~6 (略)

7 務 て、 け る積立 及び えるも 第六項の 第三 第五 項及 特 項 のとす 項 別 金 項中 助 ٢ 規 中の び 定 処 成 第 る。 分に 通 業 に 前 五. より 務 第 則 項 · つ 法 \mathcal{O} とあ 項」 読 第 V + 規 定は、 て準 兀 4 るの 条 替 とある + え 第 兀 用 条第 は 5 す 文 る。 0 献 「文献 項 れ は 第六号に た通 情 項」 この 同 報 則 提 情 場 لح 法 供 項 報 提 掲 あ 第 合 勘 لح 供 げ 匹 る に 定 業 る 読 + \mathcal{O} お に 4 務 業 兀 はい お 7

8 用 げ 前 は す る業務に係 る。 第 項 前条第一項 項及び第 とあ 号に この る る勘 場 掲 第四 げ 合 五. 定に る 項 は に 号に掲げ 業 \mathcal{O} お 同 務 お 規定は、 VI ける 項 及び て、 と読 る業務 積 特 第 別助 <u>\f\</u> 前 み替えるも 項 条第 金 成 中 \mathcal{O} と、 業 処 務」 分に 項 第 第 第 とあ 五 0 + 兀 0 とす 号に 項 1 中 る 条 て る \mathcal{O} 第 準 撂

> 更後 後段 三十 期 \mathcal{O} 財 目 定 うち 標 源 目 に に 五 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 標 ょ 充てることができる。 規 条 期 t る \mathcal{O} 文 間 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 期 部 積 に に 五 間 科 立 よる 第 学大 お の定 \mathcal{O} 金 ける 次 が 8 変 項 \mathcal{O} 臣 あ 更 第一 るところに \mathcal{O} 中 \mathcal{O} る とき 0 認 長 承 認 可 期 認 さは、 は、 を を 目 可 を受け 受け 受け 標 そ 第六 ょ \mathcal{O} た中 り、 た 期 \mathcal{O} 号 たときは 間 金 額 当 に 長 に 額 に 掲 該 期 係 を 相 げ 次 計 当 る 通 「する る 当 \mathcal{O} 画 その 中 則 該 (同 長 中 務 法 金 期 変 項 第 長 額 \mathcal{O}

4~6 (略)

条第一 あ け るの る積 とあるのは 第六項の 第三項及び 第三 項」と、 は 77 項 金 「文献情 規定に 中 \mathcal{O} 処分に 第 同 通 五. 項 報 第 より 則 項 提 法 0 0 と読み替えるものとする。 供 第四十 V + 読 規 て準 業 定 4 替 務」 条 は、 第 え 兀 用 ٢, 六号 られ 条第 する。 献 第 に た 情 掲 項 五. 通 報 項 げ 則 0) 提 場 中 Ź لح 法 供 業 あ 合に 第四 勘 前 務 る 定 + \mathcal{O} お に لح 兀 項 はいお

六号」 げる業務 る。 用 「前二項」とある す 第三 ź。 とあ 項 に係 及 \mathcal{O} る び 場 る勘 \mathcal{O} 第 は 合 五 0) 定 12 項 前 12 は お \mathcal{O} 条第 お 規 て、 ける 定 同 項 は、 第 積 項 と 読 三項 第 <u>\f</u> 前 匹 金 条 号 第 4 中 \mathcal{O} 替 処 えるもの ٤, 第 分 項 第 に 匹 第 0 뭉 11 五 条 に 項 7 す 準 中 第 掲

8

9

略

第四十二条 その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過2四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 料に処する。 第四十二条 料に処する。

(略)

三

(略)

の業務を行ったとき。 第二十三条第一項及び第二項に規定する業務以外

その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過2四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、

(略)

二 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったと

(略)

(傍線部分は改正部分)

改正案

(用途による不動産取得税の非課税)

第七 ては、 るために取得した場合には、 動 産 十三条 をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用 不 動産取得税を課することができない。 \mathcal{O} 匹 道府県は、 次の各号に規定する者が 当該不動 産 の取得 に 対 す 不

一~十七 (略)

Ł 開 五. 規定する業務 十八号) 第二十三条第 発法人科学技術 号に係る部 玉 立研究開 \mathcal{O} 分に限る。 発 用に供する不動産で政令で定め 振 法人科学技術 興 機 構 項第 法 振興機 平成十四年 第八号イ又は第十 一号、 第三号 構 が 法 国 律 <u>\f\</u> 同 <u>:</u>第百 研 る 号 項 究

十九~三十九 (略)

2

3

(固定資産税の課税標準等の特例

第三百四十九条の三 (略)

2~19 (略)

20 玉 77 接 研 項 玉 第 究開発法 立 研 号 究開 第三号 発 人科学技術振興 法人 科学 (同項 技 第 術 八機構が一 振 一号に係る部 興 機 所有 構 法 第 分に += か 限 0

(用途による不動産取得税の非課税)

現

行

第七 ては、 るために取得した場合には、 動 十三条 産 [をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用 不動産取得税を課することができない。 \mathcal{O} 兀 道府県は、 次の各号に規定する者が 当該不動 産 の取得に 対 す 不

一~十七 (略)

十八 五. 開 する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの 十八号) 第二十三条第 係る部分に限 発法人科学技 玉 <u>T</u> 一研究開 る。)、 術振興機 発法人科学技術振興 第八号イ又は第十号に 構 号、 法 平 第三号 成十 機 · 四 年 構 (同 が 条第 法 玉 律 立 · 規 研 第 定 百 究

十九~三十九 (略

2・3 (略)

(固定資産税の課税標準等の特例

第三百四十九条の三 (略

2 19 (略

20 条 第 国立 直 接 研究開 号 国立 研 第三 究開 発法 号 発 人科学技術振 同 法 条第 人科学: 一号に係 技 興 術 機 振 る部 興 構 機 が 分に限る。 構 所 法 有 第 _ + = か 0

21 \$33 り、 れることとなつた年らず、当該固定資産 る。 ベ する固定資産 する家屋及 き価格の二分の一の額とする。 当該固定資産に係る固定資産こととなつた年度から五年度、当該固定資産に対して新た (略) 第八号 Ţ 償 税 却イ \mathcal{O} 課 資 税 産 又 は 標準で政 第 十号に規 ーは、 令 · で定 前二条の日 税 分 に め 定 るも する業 固 \mathcal{O} \mathcal{O} 宣定資産 課 固 定資 税標準とな 規 \mathcal{O} に 定 務 に対の 産 税 税が かし用 に 課 かてに る 限 さ わ課供

21 格の二分の

該固 ととなった年 当該 定資 格 及 第 固定資産に係る固定資産税となつた年度から五年度分該固定資産に対して新たに 八 二分の一 産 び 税 償 号 1 \mathcal{O} 却 課 資 又 0) 税標 産 は 額とする。 標で から五年度分れして新たに 十号に 中は、前二なめで定める 規 税 定 する業 \mathcal{O} 固 条 る 0) 定資産 課 古 \mathcal{O} Ł 税標準 定資 規 \mathcal{O} 定 に務 産税 に対の となるべき価 税 が課されるこ L か 用 かわらず に てに 限 供 り、 する する ず、 当 固家

| _ |
|----|
| 傍 |
| 線 |
| 部八 |
| 分は |
| 改改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| |

| 改正案 | 現行 |
|---------------------------|-----------------------------|
| 第二款 科学技術・学術審議会 | 第二款 科学技術·学術審議会 |
| 第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつ | 第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつ |
| かさどる。 | かさどる。 |
| 一~五 (略) | 一〜五 (略) |
| 六 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)及び国 | 六 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定 |
| 際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための | によりその権限に属させられた事項を処理すること |
| 体制の強化に関する法律(令和四年法律第 号 | 0 |
|)の規定によりその権限に属させられた事項を処理 | |
| すること。 | |
| 2 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用の | (新設) |
| ための体制の強化に関して高い識見を有する外国人(| |
| 日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。 | |
|)を科学技術・学術審議会の委員に任命することがで | |
| きる。 | |
| 3 前項の場合において、外国人である科学技術・学術 | (新設) |
| 審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理 | |
| し、科学技術・学術審議会を代表する者となることは | |
| できず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委 | |
| 員の総数の五分の一を超えてはならない。 | |
| 4 前三項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会 | 2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の |
| の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審 | 組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議 |

| 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)(抄) | 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 | 科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | ₩ ₩ | 呈十 |
| : | - 成二十年法律第 | 号 |
| : | $\overline{\bot}$ | |
| : | 上 | 妙 |
| : | 法 | 2 |
| : | 律 | : |
| : | 第二 | : |
| : | ハ十 | : |
| : | 圭 | : |
| : | 号 | : |
| : | $\overline{}$ | : |
| : | 1/ \ | : |
| : | 2 | : |
| : | : | |
| : | : | : |
| : | : | ÷ |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | ÷ |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | 1 | 1 |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| : | : | : |
| 1 | 1 | 1 |

000

- 科学技術・イノベーション基本法 (平成七年法律第百三十号) (抄)
- し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、 新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出
- 基本的な計画(以下この条において「科学技術・イノベーション基本計画」という。)を策定しなければならない。第十二条の時は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーション創出の振興に関する
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号) (抄

(国立大学法人に係る改革に関する検討)

の条において同じ。)が果たす役割の重要性に鑑み、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、国立大学法人に係る改革に関第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化において、国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下こ 行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 者の雇用の安定及び研究開発等に係る環境の整備を図るため、 し、科学技術・イノベーション創出の活性化の観点から、経営的視点に基づきマネージメントを行う能力の向上、産学官連携の推進並びに若年者である研究 民間資金の受入れの拡大、人事及び給与の在り方の見直し並びに評価の活用等について検討を

) 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)(抄

(定義)

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、 国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。